

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，定期監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県教育委員会教育長より通知があったので，次のとおり公表する。

平成28年5月26日

茨城県監査委員	藤 島 正 孝
同	福 地 源一郎
同	岡 野 栄 治
同	齋 藤 良 彦

監査対象機関名 茨城県立協和特別支援学校	監査実施年月日 平成 28 年 1 月 15 日
○監査の結果 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 県立協和特別支援学校小プール改修工事において、最低制限価格の設定を誤り、落札者となるべき者を失格とし、第3順位者を落札者としたのは適切ではない。	
○上記に対する措置状況 指摘を受けた事項については、茨城県財務規則に沿った取扱いを徹底するとともに、再発防止のため、最低制限基本価格の積算を決裁することでチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。 また、指名した全業者へ最低制限価格の設定誤りについて報告するとともに、本来落札者となるべき業者に対しては、誤って失格としてしまったことを陳謝した。	